

JNLA 登録の一般要求事項 改正案 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>はじめに一適用範囲 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（以下「JNLA」という。）は、試験事業者からの任意の申請に基づいて行われる制度である。 この文書は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が運用する工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号。以下「法」という。）、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和 24 年政令第 408 号）、工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成 9 年通商産業省・厚生省・運輸省令第 4 号。以下「省令」という。）等に基づく試験事業者に対する登録の要求事項を規定したもので、大きく二つの部分から構成している。I. では法第 57 条に規定された「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準（ISO/IEC 17025）」を登録基準とすることを表明しており、<u>申請試験事業者及び登録試験事業者はこれに適合することを要求している。</u>II. では、<u>申請試験事業者、登録試験事業者が遵守すべき事項を定めており、法及び適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項（ISO/IEC 17011）に規定された要求事項に基づいている。</u>II. は第 1 部（<u>申請試験事業者に関する事項</u>）及び第 2 部（<u>登録試験事業者に関する事項</u>）から構成されている。</p> <p><u>申請試験事業者は第 1 部が適用され、登録試験事業者は第 2 部が適用される。</u></p>	<p>はじめに一適用範囲 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（以下「JNLA」という。）は、試験事業者からの任意の申請に基づいて行われる制度である。 この文書は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が運用する工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号。以下「法」という。）、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和 24 年政令第 408 号）、工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成 9 年通商産業省・厚生省・運輸省令第 4 号。以下「省令」という。）等に基づく試験事業者に対する登録の要求事項を規定したもので、大きく二つの部分から構成している。I. では法第 57 条に規定された「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準（ISO/IEC 17025）」を登録基準とすることを表明しており、<u>登録申請事業者及び登録試験事業者はこれに適合することを要求している。</u>II. では、<u>登録申請事業者、登録試験事業者及び認定国際基準に対応する登録試験事業者（以下「国際 MRA 対応認定試験事業者」という。）が遵守すべき事項を定めており、法及び適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項（ISO/IEC 17011）に規定された要求事項に基づいている。</u>II. は第 1 部（<u>登録申請事業者に関する事項</u>）、第 2 部（<u>登録試験事業者に関する事項</u>）及び第 3 部（<u>国際 MRA 対応認定試験事業者に関する事項</u>）から構成されている。</p> <p><u>登録申請事業者は第 1 部が適用され、登録試験事業者は第 2 部が適用され、国際 MRA 対応認定試験事業者は第 2 部及び第 3 部が適用される。</u></p>

<p>なお、この文書の中で機構の認定センター（以下「IAJapan」という。）への申請又は届出が必要な場合の手続きの詳細については、「JNLA 登録の取得と維持のための手引き（JNRP22）」（以下「手引き（JNRP22）」という。）による。また、参考のために、項目名又は規定の末尾に括弧書きで規定の基となっている参照文書及び対応条文・項目番号を示している。</p>	<p>なお、この文書の中で機構の認定センター（以下「IAJapan」という。）への申請又は届出が必要な場合の手続きの詳細については、「JNLA 登録の取得と維持のための手引き（JNRP22）」（以下「手引き（JNRP22）」という。）による。また、参考のために、項目名又は規定の末尾に括弧書きで規定の基となっている参照文書及び対応条文・項目番号を示している。</p>
<p><b>定義</b> この文書で用いる主な用語の定義は、<u>法令</u>、ISO/IEC 17025 及び VIM3（ISO/IEC Guide 99）によるほか、次による。</p>	<p><b>定義</b> この文書で用いる主な用語の定義は、<u>法</u>、<u>省令</u>、ISO/IEC 17025 及び VIM3（ISO/IEC Guide 99）によるほか、次による。</p>
<p><b>申請試験事業者</b> 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づき、試験所の登録を申請する試験事業者又は申請した試験事業者。</p>	<p><b>登録申請事業者</b> 工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づき、試験所の登録を申請する試験事業者及び申請した試験事業者。</p>
<p><b>登録試験事業者</b> 略</p>	<p><b>登録試験事業者</b> 略</p>
<p><b>削除</b></p>	<p><b>認定国際基準</b> <u>IAJapan が、APLAC（アジア太平洋試験所認定協力機構）、ILAC（国際試験所認定協力機構）等の相互承認（MRA）に署名することにより生じる試験所認定制度等の国際基準。</u></p>
<p><b>削除</b></p>	<p><b>国際 MRA 対応認定試験事業者</b> <u>登録試験事業者のうち、認定国際基準に対応する者。</u></p>
<p><b>削除</b></p>	<p><b>認定機関ロゴ</b> <u>IAJapan が認定機関としての識別に用いるものであり、単独での使用が IAJapan に限られるロゴ。IAJapan が発行する認定証等に認定機関のロゴとして表記する。IAJapan 以外の者は認定機関ロゴを使用することはできない。（下図 1 参照）</u> <u>備考：IAJapan 認定機関ロゴは国内商標登録及び国際商標登録されて</u></p>

	<p>いる。(商標登録番号：登録第 5745621 号、国際登録番号：1264278)</p> <p style="text-align: center;"><u>図 1 IAJapan 認定機関ロゴ (図は略)</u></p>
削除	<p><u>認定シンボル</u></p> <p><u>国際 MRA 対応認定試験事業者がその認定の地位を示すことに用いるために、IAJapan によって交付されるシンボル。JNLA 標章(第 2 部 1.2 図 3 参照) と認定機関ロゴに認定番号を加えた一体のもので構成される。(第 3 部 1.2 図 4 の ILAC MRA マークを除く部分)</u></p>
削除	<p><u>ILAC MRA 組み合わせ認定シンボル</u></p> <p><u>相互承認マーク及び認定シンボルとの組み合わせで国際 MRA 対応認定試験事業者が発行する試験証明書等に使用することができるシンボル。JNLA では、国際 MRA 対応認定試験事業者は ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルを使用することができる。(第 3 部 1.2 図 4 参照)</u></p> <p><u>備考：ILAC MRA マークは ILAC により国際商標登録されている。(国際登録番号：840857)</u></p>
立入検査 略	立入検査 略
削除	<p><u>定期検査</u></p> <p><u>認定国際基準への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するため、IAJapan が行う国際 MRA 対応認定試験事業者に対する定期的な現地検査。</u></p>
<p>引用法令、規格、規程等</p> <p>本要求事項では、次に掲げる法令、規格、規程等を引用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業標準化法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 185 号）第 5 章</li> <li>・工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和 24 年 12 月 27 日政令第 408 号）</li> </ul>	<p>引用法令、規格、規程等</p> <p>本要求事項では、次に掲げる法令、規格、規程等を引用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業標準化法（昭和 24 年 6 月 1 日法律第 185 号）第 5 章</li> <li>・工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和 24 年 12 月 27 日政令第 408 号）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令 (昭和 55 年 4 月 25 日通商産業省・厚生省・運輸省令第 1 号)</li> <li>・工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令 (平成 9 年 9 月 19 日通商産業省・厚生省・運輸省令第 4 号)</li> <li>・JNLA 登録の取得と維持のための手引き (JNRP22)</li> <li>・IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針 (URP23)</li> <li>・IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24)</li> <li>・JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針 (JNRP24)</li> <li>・<u>ISO/IEC 17025 (2017)</u> : General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)</li> <li>・ISO/IEC 17000 (2004) (JIS Q 17000 (2005)) : Conformity assessment - Vocabulary and general principles (適合性評価一用語及び一般原則)</li> <li>・<u>ISO/IEC 17011(2017)</u> : Conformity assessment – <u>Requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies</u> (適合性評価一適合性評価機関の認定を行う機関に対する<u>要求事項</u>)</li> <li>・ISO/IEC Guide 98-3 (2008) (TS Z0033:2012) : Uncertainty of measurement - Part 3 : Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM:1995) (測定における不確かさの表現ガイド) (以下「GUM」という。)</li> <li>・ISO/IEC Guide 99 (2007) (TS Z0032:2012) : International vocabulary of metrology – Basic and general concepts and associated terms (VIM) (国際計量計測用語一基本及び一般概念並びに関連用語 (VIM)) (以下「VIM3」という。)</li> <li>・APLAC TC 004 (2010) : Method of Stating Test and Calibration</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令 (昭和 55 年 4 月 25 日通商産業省・厚生省・運輸省令第 1 号)</li> <li>・工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令 (平成 9 年 9 月 19 日通商産業省・厚生省・運輸省令第 4 号)</li> <li>・JNLA 登録の取得と維持のための手引き (JNRP22)</li> <li>・IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針 (URP23)</li> <li>・IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24)</li> <li>・JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針 (JNRP24)</li> <li>・<u>ISO/IEC 17025 (2005) (JIS Q 17025 (2005))</u> : General requirements for the competence of testing and calibration laboratories (試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)</li> <li>・ISO/IEC 17000 (2004) (JIS Q 17000 (2005)) : Conformity assessment - Vocabulary and general principles (適合性評価一用語及び一般原則)</li> <li>・<u>ISO/IEC 17011(2004) (JIS Q 17011 (2005))</u> : Conformity assessment – <u>General requirement for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies</u> (適合性評価一適合性評価機関の認定を行う機関に対する<u>一般要求事項</u>)</li> <li>・ISO/IEC Guide 98-3 (2008) (TS Z0033:2012) : Uncertainty of measurement - Part 3 : Guide to the expression of uncertainty in measurement (GUM:1995) (測定における不確かさの表現ガイド) (以下「GUM」という。)</li> <li>・ISO/IEC Guide 99 (2007) (TS Z0032:2012) : International vocabulary of metrology – Basic and general concepts and associated terms (VIM) (国際計量計測用語一基本及び一般概念並びに関連用語 (VIM)) (以下「VIM3」という。)</li> <li>・APLAC TC 004 (2010) : Method of Stating Test and Calibration</li> </ul>
--	---

<p>Results and Compliance with Specifications (試験結果及び校正結果並びに仕様に対する適合性の表明方法)</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>なお、国際規格について () 書きで JIS を併記する場合はその JIS は国際規格の翻訳 (一致) 規格であることを示す。</p>	<p>Results and Compliance with Specifications (試験結果及び校正結果並びに仕様に対する適合性の表明方法)</p> <p><u>・ILAC-R7 (2015) : Rules for the Use of the ILAC MRA Mark (ILAC MRA マーク使用ルール)</u></p> <p><u>・IAF-ILAC JGA2007 Sydney Resolution 7</u></p> <p><u>・IAF-ILAC A5 : 11/2013 IAF/ILAC Multi-Lateral Mutual Recognition Arrangements (Arrangements): Application of ISO/IEC 17011:2004</u></p> <p><u>・APLAC MR001 2014/09 Procedures for Establishing and Maintaining the APLAC Mutual Recognition Agreement Amongst Accreditation Bodies</u></p> <p>なお、国際規格について () 書きで JIS を併記する場合はその JIS は国際規格の翻訳 (一致) 規格であることを示す。</p>
<p>I. 登録に関する一般要求事項</p> <p>試験事業者に対する登録基準は、法第 57 条第 2 項に規定する試験所に関する基準である ISO/IEC 17025 とする。<u>申請試験事業者及び登録試験事業者は、これらの該当する要求事項に適合しなければならない。</u></p> <p><u>本一般要求事項においては、以下の具体的な要求内容を示す。</u></p>	<p>I. 登録に関する一般要求事項</p> <p>試験事業者に対する登録基準は、法第 57 条第 2 項に規定する試験所に関する基準である ISO/IEC 17025 とする。<u>登録申請事業者及び登録試験事業者は、これらの該当する要求事項に適合しなければならない。</u></p> <p><u>次の各事項について、具体的な要求内容を示す。</u></p>
<p><u>組織構成に関する要求事項 (ISO/IEC 17025 箇条 5)</u></p> <p><u>5.3</u></p> <p>略</p>	<p><u>管理上の要求事項 (ISO/IEC 17025 箇条 4)</u></p> <p><u>4.1.3 組織</u></p> <p>略</p>
<p><u>資源に関する要求事項 (ISO/IEC 17025 箇条 6)</u></p> <p><u>6.4 設備</u></p> <p>略</p>	<p><u>5.5 設備</u></p> <p>略</p>
<p><u>6.5 測定のトレーサビリティ</u></p> <p>略</p>	<p><u>5.6 測定のトレーサビリティ</u></p> <p>略</p>

<p><u>プロセスに関する要求事項(ISO/IEC 17025 箇条 7)</u>  <u>7.1.2 外部から提供された試験・校正活動</u>  略</p>	<p><u>4.5.1 試験の下請負契約</u>  略</p>
<p><u>7.2.2 方法の妥当性確認</u>  略</p>	<p><u>技術的要求事項 (ISO/IEC 17025 箇条 5)</u>  <u>5.4.4 規格外の方法</u>  略</p>
<p><u>7.6 測定の不確かさの評価</u>  測定の不確かさの<u>評価</u>については、IAJapan が別に公表している「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針 (JNRP24)」に定めるカテゴリー分類に従い、測定の不確かさを<u>評価</u>すること。</p>	<p><u>5.4.6.2 測定の不確かさの推定</u>  測定の不確かさの<u>推定</u>については、IAJapan が別に公表している「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針 (JNRP24)」に定めるカテゴリー分類に従い、測定の不確かさを<u>見積</u>もること。</p>
<p><u>7.7 試験結果の品質保証</u>  略</p>	<p><u>5.9 試験結果の品質保証</u>  略</p>
<p><u>7.8 結果の報告</u>  略</p>	<p><u>5.10 結果の報告</u>  略</p>
<p><u>7.8.2 試験証明書 (報告書 — 共通の要求事項)</u>  (1) 略  (2) 略  (3) 登録試験事業者が発行する JNLA 標章付き試験証明書に、下請負契約者である他の登録試験事業者によって行われた試験結果を含める場合には、その下請負契約者から JNLA 標章付き試験証明書を手入手するとともに、以下の条件のすべてを満足すること。  ①～③ 略</p>	<p><u>5.10.2 試験証明書 (記載事項)</u>  (1) 略  (2) 略  <u>5.10.6 下請負契約者から得られた試験結果</u>  登録試験事業者が発行する JNLA 標章付き試験証明書に、下請負契約者である他の登録試験事業者によって行われた試験結果を含める場合には、その下請負契約者から JNLA 標章付き試験証明書を手入手するとともに、以下の条件のすべてを満足すること。  ①～③ 略</p>
<p><u>7.8.3 試験証明書 (試験報告書 — 特有の要求事項)</u>  登録試験事業者は、別に定める「JNLA の試験における測定の不確か</p>	<p><u>5.10.3 試験証明書 (試験結果の解釈に必要な事項)</u>  (1) 登録試験事業者は、別に定める「JNLA の試験における測定の不確か</p>

<p>さの適用に関する方針（JNRP24）」に従い、カテゴリー分類の第Ⅱ類「定量試験 A」で自ら不確かさを見積もることができると判断した試験及び第Ⅲ類「定量試験 B」と判断した試験について、その試験結果に対する規格適合性の表明を行う場合は、本細分箇条(3)に該当する場合を除き、JNLA 標章付き試験証明書に測定の不確かさを記載すること。</p>	<p>かさの適用に関する方針（JNRP24）」に従い、カテゴリー分類の第Ⅱ類「定量試験 A」で自ら不確かさを見積もることができると判断した試験及び第Ⅲ類「定量試験 B」と判断した試験について、その試験結果に対する規格適合性の表明を行う場合は、本細分箇条(3)に該当する場合を除き、JNLA 標章付き試験証明書に測定の不確かさを記載すること。</p>
<p><u>7.8.5 試験証明書（適合性の表明の報告）</u></p> <p>(1) JNLA 標章付き試験証明書において規格適合性の表明を行う場合、登録試験事業者は試験の結果、不確かさの大きさ及び規格値との関係に注意する必要があり、附属書（参考）「JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針」の内容を考慮して、適切な「規格適合性の表明に関する方針」をもち、文書化すること。</p> <p>(2) 登録試験事業者は、規格適合性を表明する場合、法令で規定されている場合又は関連する JIS に試験結果への不確かさの適用若しくは不適用が規定されている場合には、その規定に従うこと。これら以外の場合であって、顧客との書面による合意がある場合には、登録試験事業者は、以下の何れかの表明をしてもよい。</p> <p>①～② 略</p> <p>注記 1) 略</p> <p>(3) 登録試験事業者は、不確かさを考慮せずに規格適合性を表明する場合には、共有されたリスク（shared risk：注記 2）を考慮することが望ましい。</p> <p>注記 2) 略</p>	<p><u>5.10.3 試験証明書（試験結果の解釈に必要な事項）</u></p> <p>(2) JNLA 標章付き試験証明書において規格適合性の表明を行う場合、登録試験事業者は試験の結果、不確かさの大きさ及び規格値との関係に注意する必要があり、附属書（参考）「JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針」の内容を考慮して、適切な「規格適合性の表明に関する方針」をもち、文書化すること。</p> <p>(3) 登録試験事業者は、規格適合性を表明する場合、法令で規定されている場合又は関連する JIS に試験結果への不確かさの適用若しくは不適用が規定されている場合には、その規定に従うこと。これら以外の場合であって、顧客との書面による合意がある場合には、登録試験事業者は、以下の何れかの表明をしてもよい。</p> <p>①～② 略</p> <p>注記 1) 略</p> <p>(4) 登録試験事業者は、不確かさを考慮せずに規格適合性を表明する場合には、共有されたリスク（shared risk：注記 2）を考慮することが望ましい。</p> <p>注記 2) 略</p>
<p><u>8 マネジメントに関する要求事項</u></p> <p><u>8.1 選択肢</u></p> <p><u>登録試験事業者において運営されるマネジメントシステムは、選択肢 A</u></p>	<p><u>該当無し</u></p>

<p><u>又は選択肢 B を選択していることを明らかにすること。</u> <u>選択肢を選択した場合は、それぞれの選択肢に課せられた要求事項を満たすこと。</u></p>	
<p>その他の要求事項 現地における試験 略</p>	<p>その他の要求事項 現地における試験 略</p>
<p>II. 登録に関する遵守事項</p>	<p>II. 登録に関する遵守事項</p>
<p><u>申請試験事業者は登録申請の際に、登録試験事業者及び登録外国試験事業者は登録更新申請の際に、法第 62 条及び第 65 条の規定に従い、定められた手数料を機構に納めること。</u></p>	<p><u>登録申請事業者は登録申請の際に、登録試験事業者及び登録外国試験事業者は登録更新申請の際に、法第 62 条及び第 65 条の規定に従い、定められた手数料を機構に納めること。</u></p>
<p>第 1 部 <u>申請試験事業者に関する事項</u></p>	<p>第 1 部 <u>登録申請事業者に関する事項</u></p>
<p><u>1. 申請試験事業者の遵守事項 (法第 57 条第 1 項、省令第 2 条第 1 項、ISO/IEC 17011 4.2)</u> 申請試験事業者は、登録申請の際に、省令で定める申請書類とともに、<u>申請試験事業者の遵守事項の確認として、手引き (JNRP22) に規定する様式 3A 「JNLA 登録の一般要求事項の誓約について」を提出すること。</u></p>	<p><u>1. 登録申請事業者の遵守事項 (法第 57 条第 1 項、省令第 2 条第 1 項、ISO/IEC 17011 8.1)</u> 登録申請事業者は、登録申請の際に、省令で定める申請書類とともに、<u>登録申請事業者の遵守事項の確認として、手引き (JNRP22) に規定する様式 3A 「JNLA 登録の一般要求事項の誓約について」を提出すること。</u></p>
<p><u>2. 登録申請後の申請書類の変更について</u> 申請試験事業者は、登録申請後に申請書類の変更が生じた場合は、手引き (JNRP22) に規定する様式 15 <u>「登録 (登録の更新) 申請書等変更届」</u>により届け出ること。</p>	<p><u>2. 登録申請後の申請書類の変更について</u> 登録申請事業者は、登録申請後に申請書類の変更が生じた場合は、手引き (JNRP22) に規定する様式 15 <u>「登録 (登録の更新) 申請書訂正願」</u>により届け出ること。</p>
<p><u>3. 技能試験</u> 申請試験事業者は、IAJapan が別に定める「IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24)」に従うこと。</p>	<p><u>3. 技能試験</u> 登録申請事業者は、IAJapan が別に定める「IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24)」に従うこと。</p>
<p><u>削除</u></p>	<p><u>4. 認定国際基準対応サービスの申込み</u> 登録申請事業者は、認定国際基準対応サービスを希望する場合は、手</p>

	引き (JNRP22) に規定する様式 19「 <u>認定国際基準対応サービス申込書</u> 」を提出すること。
<p><b>4. 申請試験事業者の義務</b></p> <p>申請試験事業者は、登録審査のために必要が生じた場合、IAJapan が登録審査目的で当該事業者の顧客のサイトに立ち入ること及び当該顧客の依頼に基づき当該事業者が行う評価活動又は試験活動に認定機関が立ち会うことを認める内容であってかつ当該顧客に対し強制力のある取決めを、当該顧客との間で締結しなければならない。</p>	<p><b>5. 登録申請事業者の義務</b></p> <p>登録申請事業者は、登録審査のために必要が生じた場合、IAJapan が登録審査目的で当該事業者の顧客のサイトに立ち入ること及び当該顧客の依頼に基づき当該事業者が行う評価活動又は試験活動に認定機関が立ち会うことを認める内容であってかつ当該顧客に対し強制力のある取決めを、当該顧客との間で締結しなければならない。</p>
第2部 登録試験事業者に関する事項	第2部 登録試験事業者に関する事項
1. 登録試験事業者の遵守事項 略	1. 登録試験事業者の遵守事項 略
<p><u>1. 1 一般要求事項 (ISO/IEC 17011 4.3.1)</u></p> <p>登録試験事業者は、以下の事項を遵守すること。</p> <p>①～⑤ 略</p> <p><u>⑥登録の縮小又は取り消し、並びに付随する影響を、不当に遅れることなく、影響を受ける顧客に通知すること。</u></p> <p><u>⑦試験結果の証明書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されないことを確保するよう努めること。</u></p> <p><u>⑧広告などにおける登録の引用方法は、1. 3項の要求事項に適合させること。</u></p> <p><u>⑨公正で誠実な業務を維持すること。</u></p>	<p><u>1. 1 一般要求事項 (ISO/IEC 17011 8.1,(8.3))</u></p> <p>登録試験事業者は、以下の事項を遵守すること。</p> <p>①～⑤ 略</p> <p><u>⑥試験結果の証明書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されないことを確保するよう努めること。</u></p> <p><u>⑦広告などにおける登録の引用方法は、1. 3項の要求事項に適合させること。</u></p> <p><u>⑧公正で誠実な業務を維持すること。</u></p>
<p><u>1. 2 試験証明書の発行 (法第 58 条、法第 65 条第 2 項、省令第 4 条～第 5 条、ISO/IEC 17011 4.3.3)</u></p> <p>登録試験事業者は、登録された範囲について JIS に定められた試験方法により試験を行ったときは、図 3 の標章 (JNLA 標章) を付した試験証明書を発行することができる (1. 3 項参照)。試験証明書の記載</p>	<p><u>1. 2 試験証明書の発行 (法第 58 条、法第 65 条第 2 項、省令第 4 条～第 5 条、ISO/IEC 17011 8.3.1)</u></p> <p>登録試験事業者は、登録された範囲について JIS に定められた試験方法により試験を行ったときは、図 3 の標章 (JNLA 標章) を付した試験証明書を発行することができる (1. 3 項参照)。試験証明書の記載</p>

<p>事項は、省令第4条及びISO/IEC 17025の第7.8項（結果の報告）の要求事項を満たすこと。試験証明書への署名は、登録申請書類に記載された署名又は記名押印する者（代理者を含む。）に限る。</p> <p>また、試験証明書の記載事項の内容を満たしていれば、標章を付した英文による試験証明書を発行することができる。別紙2に、欄外に記載する英文の例を示す。</p> <p>なお、法第58条第2項の規定に基づき、以下の事項は禁じられている。</p> <p>①～② 略</p>	<p>事項は、省令第4条及びISO/IEC 17025の第5.10項（結果の報告）の要求事項を満たすこと。試験証明書への署名は、登録申請書類に記載された署名又は記名押印する者（代理者を含む。）に限る。</p> <p>また、試験証明書の記載事項の内容を満たしていれば、標章を付した英文による試験証明書を発行することができる。別紙2に、欄外に記載する英文の例を示す。</p> <p>なお、法第58条第2項の規定に基づき、以下の事項は禁じられている。</p> <p>①～② 略</p>
<p><u>1. 3 登録の引用について（法第58条、ISO/IEC 17011 4.3.3、4.3.5）</u></p> <p>略</p>	<p><u>1. 3 登録の引用について（法第58条、ISO/IEC 17011 7.1.2 d) 8.3.1.(8.1)）</u></p> <p>略</p>
<p>1. 3. 1 試験証明書への標章の使用</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>1. 3. 1 試験証明書への標章の使用</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>1. 3. 2 広告等における標章の使用</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>1. 3. 2 広告等における標章の使用</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>1. 3. 3 標章を使用しない登録の引用について</p> <p>(1) 登録試験事業者は、取引に係る文書等において、標章を使用せずに登録試験事業者であることを引用する場合には、「<u>JNLA 登録試験事業者</u>」であること及び登録番号を明確にすること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>1. 3. 3 標章を使用しない登録の引用について</p> <p>(1) 登録試験事業者は、取引に係る文書等において、標章を使用せずに登録試験事業者であることを引用する場合には、「<u>登録範囲（試験所、区分）</u>」を明確にすること。</p> <p>(2) 略</p>
<p>1. 4 技能試験</p> <p>略</p>	<p>1. 4 技能試験</p> <p>略</p>
<p>1. 5 報告徴収及び立入検査（法第64条）</p> <p>機構が必要と認める場合、法に基づく報告徴収又は立入検査を行うことがある。立入検査の際、登録試験事業者は、文書の検査、すべての試験区域への立入り、記録の閲覧及び職員との接見を含む必要な便宜</p>	<p>1. 5 報告徴収及び立入検査（法第64条）</p> <p>機構が必要と認める場合、法に基づく報告徴収又は立入検査を行うことがある。立入検査の際、登録試験事業者は、文書の検査、すべての試験区域への立入り、記録の閲覧及び職員との接見を含む必要な便宜</p>

<p>と協力を機構に提供すること。 また、<u>登録外国試験事業者に対する検査では、外国の試験所への旅費に相当する費用を納入すること</u>（法第 65 条第 4 項）。</p>	<p>と協力を機構に提供すること。 また、<u>立入検査に際して、登録外国試験事業者にあつては、外国の試験所への旅費に相当する費用を納入すること</u>（法第 65 条第 4 項）。</p>
<p>1. 6 登録の更新（法第 59 条、省令第 6 条） (1) 登録試験事業者は、登録日から 4 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって登録が失効する。登録試験事業者は、登録の更新を希望する場合は、登録の有効期間の満了の日の<u>5か月前までに登録の更新申請を行うこと。また、登録後に追加した区分の登録の更新をする際は、先に登録をした区分と併せて登録の更新申請を行うこと。</u>（図 4 参照） (2) 登録試験事業者は、登録の更新を希望しない場合は、登録の有効期間満了後、直ちに登録証を IAJapan に提出するとともに、一切の登録の引用及び標章の使用を停止すること。 <u>図 4（追加）</u> <u>削除</u></p>	<p>1. 6 登録の更新（法第 59 条、省令第 6 条） (1) 登録試験事業者は、登録日から 4 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって登録が失効する。登録試験事業者は、登録の更新を希望する場合は、登録の有効期間の満了の日の<u>5ヶ月前までに登録の更新申請を行うこと。</u> (2) 登録試験事業者は、登録の更新を希望しない場合は、登録の有効期間満了後、直ちに登録証を IAJapan に提出するとともに、一切の登録の引用及び標章の使用を停止すること。 (3) <u>初回登録後、別の試験方法の区分の登録（以下「追加登録」という）を受けた登録試験事業者で、初回登録範囲に係る登録の更新を希望しない場合は、初回登録範囲の登録の有効期間満了後、直ちに法に基づく立入検査を行い、追加登録範囲に係る ISO/IEC 17025 の 4 項（管理上の要求事項）の適合状況について確認を行う（国際 MRA 対応認定試験事業者については、第 3 部 1. 6 を参照）。また、当該事業者が、追加登録範囲の登録の更新を希望する場合は、ISO/IEC 17025 の全項目について適合状況の確認を行う。</u></p>
<p><u>1. 7 変更届（法第 5 7 条、省令第 2 条第 2 項、ISO/IEC 17011 7.10、7.11）</u> (1) 登録試験事業者は、登録された試験方法の区分において、その区分内に試験方法を追加する場合若しくは区分内の一部試験方法を廃止した場合、又は以下の①～⑥に掲げる事項について変更があった場合に</p>	<p><u>1. 7 変更届（法第 5 7 条、省令第 2 条第 2 項、ISO/IEC 17011 7.12.7.13.1.7.13.2.8.1.2）</u> (1) 登録試験事業者は、登録された試験方法の区分において、その区分内に試験方法を追加する場合若しくは区分内の一部試験方法を廃止した場合、又は以下の①～⑥に掲げる事項について変更があった場合に</p>

<p>は、その変更について手引き（JNRP22）に定める<u>様式15「登録（登録の更新）申請書等変更届」</u>によって届け出ること。          なお、②のうち試験結果に重大な影響を及ぼす器具、機械、装置、③、④及び⑤については、ISO/IEC 17011においても重要な事項とされているので、遅滞なく届け出ること。          ①～⑥ 略          (2)～(3) 略          変更内容の例は手引き（JNRP22）を参照のこと。</p>	<p>は、その変更について手引き（JNRP22）に定める<u>様式16「登録内容等変更届出書」</u>によって届け出ること。          なお、②のうち試験結果に重大な影響を及ぼす器具、機械、装置、③、④及び⑤については、ISO/IEC 17011においても重要な事項とされているので、遅滞なく届け出ること。          ①～⑥ 略          (2)～(3) 略          変更内容の例は手引き（JNRP22）を参照のこと。</p>
<p><u>1. 8 登録試験事業者の義務（ISO/IEC 17011 4.2）</u> 略</p>	<p><u>1. 8 登録試験事業者の義務</u> 略</p>
<p><u>2. 事業の承継（法第60条、ISO/IEC 17011 7.14）</u> 略</p>	<p><u>2. 事業の承継（法第60条、ISO/IEC 17011 8.1.2）</u> 略</p>
<p><u>3. 事業の廃止（法第61条、ISO/IEC 17011 7.14）</u>          登録試験事業者は、登録を受けた試験方法の区分の一部又はすべてに係る試験事業を廃止したときは、遅滞なく、手引き（JNRP22）に規定する様式18「事業廃止届出書」に登録証を添えてIAJapanに届け出ること。          また、登録試験事業のすべてを廃止したときは、直ちに一切の登録の引用及び標章の使用を停止すること。          なお、登録を受けた試験方法の区分において、その区分内の一部試験方法を廃止したときは、<u>様式15「登録（登録の更新）申請書等変更届」</u>を提出すること。（1. 7項参照）</p>	<p><u>3. 事業の廃止（法第61条、ISO/IEC 17011 8.1.2）</u>          登録試験事業者は、登録を受けた試験方法の区分の一部又はすべてに係る試験事業を廃止したときは、遅滞なく、手引き（JNRP22）に規定する様式18「事業廃止届出書」に登録証を添えてIAJapanに届け出ること。          また、登録試験事業のすべてを廃止したときは、直ちに一切の登録の引用及び標章の使用を停止すること。          なお、登録を受けた試験方法の区分において、その区分内の一部試験方法を廃止したときは、<u>変更届</u>を提出すること。（1. 7項参照）</p>
<p><u>4. 登録の取消し（法第63条、法第65条第3項）</u> 略</p>	<p><u>4. 登録の取消し（法第63条、法第65条第3項）</u> 略</p>
<p><u>5. 試験事業者の権利</u>          試験事業者は、試験事業者の登録若しくは登録拒否又は登録取消しの</p>	<p><u>5. 登録等の決定に関する試験事業者の権利</u>          試験事業者は、試験事業者の登録若しくは登録拒否又は登録取消しの</p>

<p>決定に関して不服がある場合には、IAJapan に対して不服申立てを行うことができる。不服申立ては、意見を述べる機会の提供などを含めて公正に処理され、その結果は不服申立て者に通知される。また、試験事業者は、行政不服審査法に基づく<u>審査請求</u>又は行政事件訴訟法に基づく処分の取消し訴訟ができる。</p>	<p>決定に関して不服がある場合には、IAJapan に対して不服申立てを行うことができる。不服申立ては、意見を述べる機会の提供などを含めて公正に処理され、その結果は不服申立て者に通知される。また、試験事業者は、行政不服審査法に基づく<u>異議申立て</u>又は行政事件訴訟法に基づく処分の取消し訴訟ができる。</p>
<p><u>削除</u></p>	<p><u>6. 認定国際基準対応サービスの申込み</u>  <u>登録試験事業者は、登録後に認定国際基準対応サービスを希望する場合は、第1部4. と同じく、手引き (JNRP22) に規定する様式19「認定国際基準対応サービス申込書」を提出すること。</u></p>
<p><u>削除</u></p>	<p><u>第3部 国際MRA 対応認定試験事業者に関する事項</u>  <u>1. ～6. 略</u></p>
<p>附則  (適用期日)  1. この規程は、平成14年4月1日から適用する。  (適用期日)  1. この規程は、平成14年12月1日から適用する。  (経過措置)  2. 平成12年度までに認定を取得した事業者の定期検査については、従来と同じ定期検査の周期(時期)を適用する(すなわち、認定後1年目の全項目検査を起点とし、以降4年ごとに全項目検査を行う。)ものとする。  3. 平成13年度以降に認定を取得した事業者については、新しい定期検査の周期(時期)を適用するものとする。  4. MRA 対応について、平成14年度中であって認定から1年又は前回検査から1.5年を超えない日までに申請があった場合には、MRA 対応申請の時点から MRA 対応していることと見なす。その場合、上記</p>	<p>附則  (適用期日)  1. この規程は、平成14年4月1日から適用する。  (適用期日)  1. この規程は、平成14年12月1日から適用する。  (経過措置)  2. 平成12年度までに認定を取得した事業者の定期検査については、従来と同じ定期検査の周期(時期)を適用する(すなわち、認定後1年目の全項目検査を起点とし、以降4年ごとに全項目検査を行う。)ものとする。  3. 平成13年度以降に認定を取得した事業者については、新しい定期検査の周期(時期)を適用するものとする。  4. MRA 対応について、平成14年度中であって認定から1年又は前回検査から1.5年を超えない日までに申請があった場合には、MRA 対応申請の時点から MRA 対応していることと見なす。その場合、上記</p>

<p>2.、3.により定期検査の周期（時期）を決定する。  なお、認定から1年又は前回検査から1.5年を超える事業者については MRA 対応申請後の初回定期検査時には全項目検査を行って、適切性を確認した後に、認定国際基準対応資格が与えられる。  （適用期日）  1. この規程は、平成16年5月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成16年10月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成17年4月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成17年7月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成17年10月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成18年5月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成19年6月1日から適用する。  附則  この規程は、平成20年4月1日から適用する。  附則  この規程は、平成21年4月1日から適用する。  附則  この規程は、平成23年8月1日から適用する。  附則  この規程は、平成24年5月11日から適用する。  附則</p>	<p>2.、3.により定期検査の周期（時期）を決定する。  なお、認定から1年又は前回検査から1.5年を超える事業者については MRA 対応申請後の初回定期検査時には全項目検査を行って、適切性を確認した後に、認定国際基準対応資格が与えられる。  （適用期日）  1. この規程は、平成16年5月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成16年10月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成17年4月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成17年7月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成17年10月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成18年5月1日から適用する。  （適用期日）  1. この規程は、平成19年6月1日から適用する。  附則  この規程は、平成20年4月1日から適用する。  附則  この規程は、平成21年4月1日から適用する。  附則  この規程は、平成23年8月1日から適用する。  附則  この規程は、平成24年5月11日から適用する。  附則</p>
---	---

<p>この規程は、平成26年7月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>1. 本要求事項は、平成26年12月1日より規程管理規程の適用対象外とする。</p> <p>2. 本要求事項は、平成28年1月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>1. 本要求事項は、平成28年9月29日から適用する。</p> <p>附則</p> <p><u>1. 本要求事項は、平成29年10月1日から適用する。</u></p> <p><u>2. 登録の審査基準がISO/IEC 17025:2005の場合においては、なお、従前のおりとする。</u></p>	<p>この規程は、平成26年7月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>1. 本要求事項は、平成26年12月1日より規程管理規程の適用対象外とする。</p> <p>2. 本要求事項は、平成28年1月1日から適用する。</p> <p>附則</p> <p>1. 本要求事項は、平成28年9月29日から適用する。</p>
<p>別紙1 現地試験を行う場合の要求事項 略</p>	<p>別紙1 現地試験を行う場合の要求事項 略</p>
<p>別紙2 英文試験証明書欄外に記載する英文の例 英文試験証明書欄外に記載する英文の例</p> <p>1. 書面による承認なしの複製を禁じる文言の例 略</p> <p>2. ISO/IEC 17025に適合している旨の記載例 略</p> <p><u>削除</u></p>	<p>別紙2 英文試験証明書欄外に記載する英文の例 英文試験証明書欄外に記載する英文の例</p> <p>1. 書面による承認なしの複製を禁じる文言の例 略</p> <p>2. ISO/IEC 17025に適合している旨の記載例 略</p> <p><u>3. APLAC及びILACの相互承認に加盟している旨の記載例</u> <u>和文：JNLAは、アジア太平洋試験所認定協力機構（APLAC）及び国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認に加盟しています。</u> <u>英文：JNLA is a signatory to the multilateral arrangement of APLAC and ILAC for the mutual recognition of testing certificates.</u> <u>備考：3. の表記は国際 MRA 対応認定試験事業者のみ記載することができる。</u></p>

<p>別紙3 標章の使用可能な例 標章の使用可能な例（広告物、パンフレット、その他の文書等への使用）</p> <p>凡例： は標章を、また、000000JP は登録番号を示す。</p> <p>例1～例3 略 備考：これらの文言に加えて「JNLAは、登録基準として国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準を用いています。」の文言を入れることができる。</p> <p>標章の使用可能な例（名刺への使用） 例4 略</p>	<p>別紙3 標章の使用可能な例 標章の使用可能な例（広告物、パンフレット、その他の文書等への使用）</p> <p>凡例： は標章を、また、000000JP は登録番号を示す。</p> <p>例1～例3 略 備考：これらの文言に加えて「JNLAは、登録基準として国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準を用いています。」の文言を入れることができる。 <u>国際MRA対応認定試験事業者は、「当社はAPLAC及びILACの相互承認の署名者であるIAJapanにより認定された試験所であり、認定国際基準に対応しています。」の文言を入れることができる。</u></p> <p>標章の使用可能な例（名刺への使用） 例4 略</p>
<p>別紙4 標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例 標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例 例1～例2 略 <u>削除</u></p>	<p>別紙4 標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例 標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例 例1～例2 略 <u>例3 JNLA登録試験事業者</u> <u>登録範囲に係る試験証明書には、法律で定められた標章が付されています。</u></p>
<p>附属書（参考）JNLAの試験結果の規格適合性の表明に関する指針 略</p>	<p>附属書（参考）JNLAの試験結果の規格適合性の表明に関する指針 略</p>

以上